

チャレンジいばらき県民運動啓発品の支給に係る留意事項

◀ 共通 ▶

- ・広報紙、チャレいばリーフレットは、在庫状況により、チャレンジいばらき県民運動事務局で支給数量を調整させていただく場合があります。
- ・支給(及び貸与)を受けた方は、啓発品を適切に使用、保管してください。
- ・貸与品の使用後は、洗濯するなど十分に清潔な状態に戻し返却してください。
- ・啓発品の在庫状況確認のため、チャレンジいばらき県民運動事務局から、担当者様へ連絡させていただく場合があります。
- ・原稿に「チャレンジいばらき県民運動」ロゴマークを使用する場合は、「チャレンジいばらき県民運動ロゴマーク使用要領」の定めに従い、申請を行ってください。
- ・啓発品実施報告書(様式第2号)でご報告いただいた内容は、チャレンジいばらき県民運動の広報等で使用させていただく場合があります。

◀ 特殊啓発品 ▶

- ・特殊啓発品は、1回の申請につき1種類までです。ティッシュ、花の種いずれかを選択し、申請してください。
- ・特殊啓発品は、申請を受理してから発注するため、納品まで2か月程度(時期によっては2か月以上)かかります。
- ・特殊啓発品は、発注後の変更・キャンセルはできません。
- ・特殊啓発品の原稿は申請者でご作成ください。なお、特殊啓発品原稿の校正(誤字・脱字等軽微な修正)は1回です。修正がある場合の修正作業は申請者で行ってください。
- ・「花の種」については、画像を使用できません。(QRコードのみ可)
- ・原稿データを入稿データに変換するため、仕上がり時にご希望のお色味にならない場合があります。
- ・原稿作成の際は、テンプレートをご使用ください。テンプレートは、チャレンジいばらき県民運動ホームページ(<https://challenge-ibaraki.jp/networker/rentalitems/>)よりダウンロードいただけます。(ポケットティッシュの場合は、illustrator で提出可)
- ・原稿は、編集データとPDF化したデータを提出してください。PDF化する際は、校正マーク(波線)、改行マークを消してからPDF化してください。
- ・啓発品は、活動や組織のPRを目的として作成しますので、原稿には必ず連絡先(電話番号、メールアドレス、ホームページURLなど)を記載してください。